

証券コード 1878

平成18年6月2日

株 主 各 位



東京都港区港南二丁目16番1号

大東建託株式会社

代表取締役社長 麻田 守孝

第32期定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第32期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、ご返送いただくか、後記「電磁的方法による議決権行使について」（53頁から54頁まで）をご高覧のうえ、平成18年6月27日（火曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

また、代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。なお、代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主様1名に限らせていただきます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年6月28日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区港南二丁目16番1号
品川イーストワンタワー 21階 大会議室
3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第32期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）
営業報告書、連結貸借対照表及び連結損益計算書並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第32期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）
貸借対照表及び損益計算書並びに定款授權に基づく取締役会決議による自己株式買受け報告の件

決議事項

- 第1号議案** 第32期利益処分案承認の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役1名選任の件
第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

◎（お願い）

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を出席票として会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎（お知らせ）

株主総会参考書類及び計算書類等に修正すべき事項が生じた場合には、直ちに当社ホームページ（<http://www.kentaku.co.jp/ir/kabunushi.html>）に修正後の内容を開示いたします。

(添付書類)

営業報告書

(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)

1. 営業の概況

(1) 企業集団の営業の経過及び成果

当連結会計年度における国内経済は、5年間続いた日本銀行の量的緩和策の解除、日経平均株価の回復、3大都市圏の商業地地価の上昇など、デフレ環境から脱却、景気回復が期待される状況となりました。

しかしながら、住宅地の地価は地方圏を中心に未だ下落傾向であり、昨年末からの耐震構造偽装問題など、住宅業界の環境は厳しい状況が続いています。このような中、平成17年度の住宅着工戸数は全体で前年度比4.6%増加となり、貸家着工戸数も5年連続して増加し（前年度比10.8%増）、51万7千戸と8年ぶりに50万戸を突破しました。

このような環境下にあつて、当社グループにおける当連結会計年度の業績は、売上高につきましては、5,386億92百万円（前期比9.5%増）となりました。利益面では、営業利益で637億67百万円（前期比14.5%増）、経常利益654億円（前期比15.4%増）、当期純利益368億58百万円（前期比17.0%増）となり、7期連続の増収増益を達成することができました。また、各利益の段階で3期連続の最高益更新となりました。

なお、セグメント別の経過及び成果は以下のとおりです。

■建設事業

主力の建設事業につきましては、期初の新規拠点の開設や組織及び人的な営業力の強化に取り組みました。しかしながら、受注高は4,142億71百万円と前期比2.6%増の微増となりました。

施工面では、豊富な受注残高を背景に受注から完成までの工程短縮に取り組み、4,198億68百万円（前期比9.3%増）の完成工事高を計上することができました。完成工事総利益率につきましては、鉄骨等資材による値上がり等のコスト増により、前期比0.6ポイント低下の31.0%となりました。

■不動産事業

不動産事業におきましては、インターネットによる情報提供の拡充やTVCM改編・ラジオCM実施など、賃貸仲介のブランド「いい部屋ネット」の強化と不動産業者との連携強化に努めました。その結果、単体での入居者斡旋件数は前期比10.2%増加の133,662件となり、入居率も高い水準で維持することができました。事業用物件におきましても、入居率を大幅に改善することができました。また、賃貸仲介専門会社のハウコムが首都圏を中心に新店増加したことや賃貸複合ビル

「品川イーストワンタワー」及び上海で運営しているサービスアパートメント「上海ガーデンプラザ」が高い入居率を維持したことから、不動産事業売上高は898億74百万円（前期比8.1%増）となりました。

■金融事業及びその他事業

金融事業の売上高は、15億16百万円（前期比18.8%増）となりました。これは施主様が建築資金のための長期融資を金融機関から受ける際に、実行されるまでの期間のつなぎ融資に係る受取利息額であります。

その他事業の営業収益は274億33百万円（前期比19.0%増）となりました。これは空室時の家賃保証を行う大東共済会の加入数が増加したこと及び一昨年10月に開業したマレーシアのホテル事業が通年稼働したこと等によるものです。

セグメント別売上高

セグメント区分		売上高(百万円)	比率(%)	前 期 比
建 設 事 業	事 業 用	1,098	0.2	29.7%減
	居 住 用	401,452	74.5	9.6%増
	そ の 他	17,316	3.2	4.4%増
	小 計	419,868	77.9	9.3%増
不 動 産 事 業	入 居 の 仲 介	9,664	1.8	18.2%増
	建 物 の 管 理	34,963	6.5	16.4%増
	そ の 他	45,246	8.4	0.7%増
	小 計	89,874	16.7	8.1%増
金 融 事 業	小 計	1,516	0.3	18.8%増
そ の 他 事 業	小 計	27,433	5.1	19.0%増
合 計		538,692	100.0	9.5%増

(2) 企業集団が対処すべき課題

土地の所有及び相続に対する課税負担は依然として重く、土地の有効活用を求めるニーズは底堅く推移しております。また昨今では、不動産価値の下落リスクや高額な住宅ローンを伴う住宅購入よりも、賃貸住宅のメリットが見直され積極的な賃貸派が増加しつつあるといわれています。

このような状況の中、当社グループは、コアビジネスである賃貸住宅の分野でのシェア拡大に注力してまいります。中長期経営目標として、貸家住宅着工戸数において平成23年3月期までにシェア15%を獲得することを設定しております。平成18年3月期におきましては、貸家着工戸数が大幅に増加したことにより、当社の着工戸数シェアは前期と変わらず、9.6%となりました。当社グループは、建物賃貸事業の総合支援サービスとして独自の「建託システム」を提供し、賃貸建物管理戸数No.1となっております。今後も、引き続き「建託システム」の改善に努める一方、営業担当者の強化育成に注力し、お客様の潜在的な土地活用ニーズを開拓するため

の営業力、提案力の向上を図るとともに、エリア内の市場特性に合致した商品の供給を進めていくなど、土地所有者と入居者の双方から選ばれる企業を目指してまいります。

賃貸市場の競争激化の中、高い入居率を維持していくために更なる入居斡旋力の強化も必要となります。賃貸仲介業者としてのイメージアップ、訴求効果向上のため、「いい部屋ネット」ブランドの拡大・定着・強化、不動産業者との連携強化、入居者ニーズを取り込んだサービスの提供等、各種施策を積極的に実施してまいります。

周辺事業におきましては、老人介護事業として全国展開しているデイサービスセンターを、当期に9施設開業し、全国で21施設となっております。次期は、19施設の開設を予定しており、積極的な拡大策を進めてまいります。

また、当社では、空室時の賃料収入保証について当社独自の大東共済会による保証スキームを構築し、運営してまいりました。しかしながら、平成18年4月より施行された改正保険業法において、大東共済会の賃料保証事業が改正保険業法で定める保険業に該当しないとは言えないとの回答を金融庁より得ております。当面は改正保険業法の定めに基づく「特定保険業者」の届け出を行うことで、最長2年間当該事業の継続が可能な状況です。今後の対応につきましては、慎重に検討し決定してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご指導を賜りますよう、宜しく願い申し上げます。

(3) 企業集団の設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資総額は28億17百万円で、その主なものは新規拠点の開業に伴う備品購入及び内装工事等であります。

(4) 企業集団の資金調達の状況

当連結会計年度において、特に記載すべき重要な資金調達はありません。

(5) 企業集団及び当社の営業成績及び財産状況の推移

① 企業集団の営業成績及び財産状況の推移

区 分	第29期 平成15年3月期	第30期 平成16年3月期	第31期 平成17年3月期	第32期(当期) 平成18年3月期
売上高(百万円)	376,070	438,627	491,761	538,692
経常利益(百万円)	45,801	50,348	56,672	65,400
当期純利益(百万円)	24,423	27,976	31,505	36,858
1株当たり当期純利益	183円13銭	218円40銭	251円7銭	299円29銭
総資産額(百万円)	345,144	364,754	409,276	440,406
純資産額(百万円)	205,743	214,458	229,089	242,075

② 当社の営業成績及び財産状況の推移

区 分	第29期 平成15年3月期	第30期 平成16年3月期	第31期 平成17年3月期	第32期(当期) 平成18年3月期
売上高(百万円)	346,560	409,132	460,266	499,842
経常利益(百万円)	42,902	48,093	52,032	61,119
当期純利益(百万円)	23,337	26,638	29,492	35,597
1株当たり当期純利益	174円85銭	207円76銭	234円79銭	288円90銭
総資産額(百万円)	334,140	353,149	395,468	422,963
純資産額(百万円)	199,055	209,031	223,187	232,742

2. 企業集団及び会社の概況（平成18年3月31日現在）

(1) 企業集団の主要な事業内容

事業区分	主 要 な 事 業 内 容
建設事業	土木・建築その他建設工事全般に関する事業
不動産事業	不動産の仲介、管理及び賃貸に関する事業
金融事業	施主が金融機関から長期融資を実行されるまでの建築資金融資事業他
その他事業	テナント退居時の空家に対する家賃保証事業、デイサービスセンター運営他

(2) 株式の状況

- ① 会社が発行する株式の総数 329,541,100株
- ② 発行済株式総数 126,643,932株
- (注) 商法第212条の規定に基づき、平成18年3月31日付けで自己株式2,714,300株を消却いたしました。これにより、会社が発行する株式の総数及び発行済株式総数が前期末（平成17年3月31日）よりそれぞれ2,714,300株減少しております。
- ③ 株主数 21,925名
- ④ 大株主の状況

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況		当社の当該株主への出資状況	
	持 株 数(千株)	出 資 比 率 (%)	持 株 数(千株)	出 資 比 率 (%)
株式会社ダイショウ	34,234	27.03	—	—
ザチェースマンハッタン バンクエヌエイロンドン	4,104	3.24	—	—
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	3,661	2.89	—	—
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	3,644	2.87	—	—
ステートストリートバンクアンド トラストカンパニー	2,615	2.06	—	—
ステートストリートバンクアンド トラストカンパニー 505025	2,503	1.97	—	—
株式会社光通信	2,324	1.83	—	—
バンクオブオーバーミューダ リミテッドハミルトン	2,013	1.58	—	—
大東建託協力会持株会	2,011	1.58	—	—
多 田 勝 美	2,009	1.58	—	—

(注) 当社は自己株式6,689千株を保有しておりますが、上記には含めておりません。

(3) 自己株式の取得、処分等及び保有の状況

① 取得株式

普通株式 4,858,244株

取得価額の総額 24,417百万円

上記のうち、第31期定時株主総会后、定款授權に基づく取締役会決議により買受けた自己株式

普通株式 4,262,300株

取得価額の総額 21,716百万円

買受けを必要とした理由

消却を前提とした株主還元の一環及びストックオプション制度での活用等のため

② 処分株式

普通株式 1,502,870株

処分価額の総額 3,797百万円

③ 失効手続きをした株式

普通株式 2,714,300株

④ 決算期末における保有株式

普通株式 6,689,928株

(4) 企業集団の従業員の状況

① 企業集団における従業員の状況

セグメント区分	従業員数
建設事業	5,033名〔483名〕
不動産事業	3,051名〔865名〕
金融事業	19名〔6名〕
その他事業	1,001名〔320名〕
全社（共通）	1,351名〔132名〕
合計	10,455名〔1,806名〕

(注) 従業員は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に連結会計年度の平均人員を外数で記載しております。

② 当社における従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
7,296名	406名増	40.1歳	5.0年

(注) 従業員は就業人員であります。

(5) 企業結合の状況

① 重要な子法人等の状況

会 社 名	資本金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
大東共済会株式会社	480百万円	100.0%	テナント退居時の空家に対する家賃保証事業
大東ファイナンス株式会社	100百万円	100.0%	施主向建築請負代金の融資
大東スチール株式会社	100百万円	100.0%	鉄工及び建設業
ハウスコム株式会社	150百万円	74.9%	賃貸アパート・マンション等の仲介
ジューシィ出版株式会社	45百万円	100.0%	賃貸アパート・マンション等情報誌の出版
ケアパートナー株式会社	40百万円	100.0%	デイサービスセンター運営
大東建物管理株式会社	100百万円	100.0%	建物管理、リフォーム事業
株式会社ガスパル	100百万円	100.0%	燃料（LPガス）の販売
大東住託株式会社	400百万円	100.0%	住宅併用賃貸物件等の建築請負
大東コーポレートサービス株式会社	20百万円	100.0%	書類発送業務、書類粉碎業務、印刷業務、事務作業等
上海大東建托有限公司	58,700千USドル	100.0%	不動産事業
DAITO ASIA DEVELOPMENT PTE. LTD.	2,702USドル	100.0%	不動産開発業
DAITO ASIA INVESTMENT PTE. LTD.	3,302USドル	100.0%	金融・投資業
DAITO ASIA DEVELOPMENT (MALAYSIA) SDN. BHD.	86,529千マレーシアリンギット	100.0%	ホテル事業
D. T. C. REINSURANCE LIMITED	3,000千USドル	100.0%	火災保険の再保険会社

② 企業結合の経過と成果

当社グループは、当社を含む連結対象会社17社で構成されています。

平成17年5月6日付で、当社グループの障害者雇用促進を目的として、大東コーポレートサービス株式会社を設立いたしました。

株式会社ガスパル、株式会社ガスパル東北、株式会社ガスパル関東、株式会社ガスパル中部、株式会社ガスパル近畿及び株式会社ガスパル中国は、株式会社ガスパルを存続会社として、平成17年7月1日付で合併いたしました。

平成17年9月26日付で、D. T. C. REINSURANCE LIMITEDを設立いたしました。

株式会社トップアンドホメックスが行っていたホームセンター事業から撤退し、同社を平成17年12月31日付で解散し、平成18年3月23日付で清算を結了いたしました。

ハウスコム株式会社は、平成18年3月24日付で第三者割当増資を行い、当社の議決権比率は74.9%になりました。

連結決算の推移は、次のとおりであります。

区 分	第29期 平成15年3月期	第30期 平成16年3月期	第31期 平成17年3月期	第32期(当期) 平成18年3月期
売 上 高 (百万円)	376,070	438,627	491,761	538,692
連結当期純利益 (百万円)	24,423	27,976	31,505	36,858
連 結 会 社 数 (当社含む)	23	23	21	17

(注) 決算期後の異動

大東住託株式会社は、営業の一部を廃止して建築施工に専念することとし、平成18年4月1日付で大東建設株式会社に社名を変更いたしました。

(6) 企業集団の主要な事業所

① 当社

本社 東京都港区港南二丁目16番1号

その他事業所

都道府県	支店数	賃貸仲介 専門店舗数	都道府県	支店数	賃貸仲介 専門店舗数
北海道	5	4	京都府	3	2
青森県	2	2	大阪府	9	8
秋田県	1	2	兵庫県	5	11
山形県	1	1	奈良県	2	3
岩手県	2	2	和歌山県	2	2
宮城県	3	5	三重県	4	4
福島県	4	3	岡山県	5	5
新潟県	2	3	鳥取県	1	2
栃木県	5	9	島根県	1	2
群馬県	3	5	広島県	5	4
埼玉県	12	3	山口県	5	2
長野県	3	3	徳島県	1	2
茨城県	3	11	香川県	2	5
千葉県	6	6	愛媛県	3	2
東京都	12	2	高知県	1	1
神奈川県	9	4	福岡県	5	9
山梨県	1	2	佐賀県	1	1
静岡県	7	7	長崎県	2	—
愛知県	13	3	大分県	2	1
富山県	2	4	熊本県	2	2
石川県	2	3	宮崎県	1	1
福井県	1	2	鹿児島県	1	—
岐阜県	4	4	沖縄県	2	3
滋賀県	2	3			
			合計	170	165

(注) 決算期後の異動

平成18年4月1日付けで6支店を新設したことにより、平成18年4月1日時点での支店数は176となっております。

② 子法人等

会 社 名	本 社
大東共済会株式会社	東京都港区
大東ファイナンス株式会社	東京都港区
大東スチール株式会社	静岡県焼津市
ハウスコム株式会社	東京都港区
株式会社ジューシー情報センター	東京都港区
ジューシー出版株式会社	東京都港区
ケアパートナー株式会社	東京都港区
大東建物管理株式会社	東京都港区
株式会社ガスパル	東京都港区
大東住託株式会社	東京都港区
大東コーポレートサービス株式会社	東京都港区
上海大東建托有限公司	中国上海市
DAITO ASIA DEVELOPMENT PTE. LTD.	シンガポールセントンウェイ6
DAITO ASIA INVESTMENT PTE. LTD.	シンガポールセントンウェイ6
DAITO ASIA DEVELOPMENT (MALAYSIA) SDN. BHD.	マレーシアクアラルンプール市
D. T. C. REINSURANCE LIMITED	英領バミューダ諸島

(7) 主要な借入先等

該当事項はありません。

(8) 取締役及び監査役

地 位	氏 名	担 当 又 は 主 な 職 業
代表取締役会長	多 田 勝 美	
代表取締役社長	麻 田 守 孝	営業本部長
取締役副社長	中 島 敏 行	業務本部長兼法務部長
取締役副社長	多 田 春 彦	ハウコム株式会社代表取締役社長
専務取締役	三 鍋 伊 佐 雄	管理統括部担当兼TQC推進事務局長
取 締 役	稲 田 昭 夫	京阪神営業部長
取 締 役	熊 切 直 美	東海営業部長
取 締 役	神 久 治	テナント営業統括部長
取 締 役	武 田 哲 男	株式会社武田マネジメントシステムズ代表取締役
常勤監査役	中 板 秀 之	
監 査 役	蜂 谷 英 夫	弁護士
監 査 役	山 田 咲 道	公認会計士
監 査 役	村 田 浩 治	

- (注) 1. 取締役武田哲男氏は、「商法第188条第2項第7号ノ2」に規定する社外取締役であります。
2. 当社監査役全員は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項」に定める社外監査役であります。
3. 平成17年6月29日開催の第31期定時株主総会において、取締役に神久治、武田哲男の両氏が新たに選任され、それぞれ就任いたしました。
4. 決算期後の取締役の地位及び担当の異動（平成18年4月1日現在）

地 位	氏 名	担 当 又 は 主 な 職 業
取締役会長	多 田 勝 美	
常務取締役	三 鍋 伊 佐 雄	管理統括部担当兼TQC推進事務局長
常務取締役	熊 切 直 美	業務本部長兼法務部長
取 締 役	中 島 敏 行	

(注) 異動した取締役のみ表示しております。

(参考) 平成18年4月1日現在の執行役員の氏名及び担当又は主な職業は以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当 又 は 主 な 職 業
執行役員	井 川 孝	工事統括部長
執行役員	浅 野 秀 樹	設計統括部長
執行役員	門 内 仁 志	工事部長東日本地域
執行役員	平 井 伸 一	東海営業部長
執行役員	藤 吉 政 己	工事部長西日本地域
執行役員	横 山 裕 一	九州営業部長
執行役員	中 田 修 二	管理統括部長
執行役員	村 山 均	情報システム部長
執行役員	水 野 憲 生	中京営業部長
執行役員	谷 川 博 信	首都圏営業部長

(9) 取締役及び監査役に支払った報酬等の額

区 分	支 払 人 数	当 期 支 払 額
取 締 役	9 人	483百万円
監 査 役	4 人	40百万円
合 計	13人	524百万円

- (注) 1. 上記支払額には、使用人兼務取締役の使用人給与及び職務遂行の対価としての営業キャンペーン旅行代金等を含んでおります。
2. 取締役の報酬年限度額800百万円（平成6年6月29日 定時株主総会決議）
3. 監査役の報酬年限度額 50百万円（平成2年6月28日 定時株主総会決議）
4. 上記金額の他に、役員賞与として取締役分443百万円、監査役分5百万円、また、退職慰労金として取締役分15百万円を支払っております。

(10) 会計監査人に対する報酬等の額

①	当社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額	55百万円
②	①の合計額のうち、監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額	53百万円
③	②の合計額のうち、当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	44百万円

- (注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、商法特例法に基づく監査と証券取引法に基づく監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、③の金額には証券取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

(11) 新株予約権の状況

① 現に発行している新株予約権

- イ. 商法第280条ノ20並びに商法第280条ノ21による新株予約権
(平成14年6月27日開催の第28期定時株主総会の決議による)
- | | | |
|---------------|------|----------|
| 新株予約権の数 | | 8,450個 |
| 目的となる株式の種類及び数 | 普通株式 | 845,000株 |
| 新株予約権の発行価額 | | 無償 |
- ロ. 商法第280条ノ20並びに商法第280条ノ21による新株予約権
(平成16年6月29日開催の第30期定時株主総会の決議による)
- | | | |
|---------------|------|------------|
| 新株予約権の数 | | 54,500個 |
| 目的となる株式の種類及び数 | 普通株式 | 5,450,000株 |
| 新株予約権の発行価額 | | 無償 |

旧商法によって発行された新株予約権等につきましては、貸借対照表関係注記に記載しております。

② 当期中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権

- | | |
|-------------------------|----------------|
| (1) 新株予約権の発行決議の日 | 平成17年4月18日 |
| (2) 新株予約権の発行数 | 54,500個 |
| (3) 新株予約権の発行価額 | 無償 |
| (4) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | 普通株式5,450,000株 |
| (5) 行使の条件 | |
- ・新株予約権の行使に際しての払込金額 1株当たり4,645円
 - ・新株予約権の行使期間 平成18年6月30日から平成21年6月29日まで
 - ・権利行使期間開始日において、当社もしくは当社子会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員であることを要する。ただし、当社もしくは当社子会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合、又は当社もしくは当社子会社の規定により定年退職した場合を除く。
 - ・当社もしくは当社子会社の懲戒規程に定める降格以上の処分を受けた場合は権利を喪失する。
 - ・新株予約権者が、本新株予約権の割当後に死亡した場合は、新株予約権者の相続人が権利行使できるものとする。
 - ・新株予約権の譲渡、質入れは認めない。
- (6) 新株予約権の消却事由及び条件
- ・当社が消滅会社となる合併契約書が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転の議案につき、当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で消却することができる。
 - ・新株予約権者が権利行使する前に、権利行使の条件に該当しなくなった場合、又は新株予約権者が当該権利を放棄した場合は、当社は新株予約権を無償で消却することができる。
- (7) 有利な条件の内容
- 当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行した。

- (8) 割当てを受けた者の氏名と割当てを受けた新株予約権の数
 割当てを受けた特定使用人等以外の者の氏名又は名称並びに割当てを受けた
 新株予約権の数
 当社取締役

氏 名	新株予約権の数
多 田 勝 美	1,000個
麻 田 守 孝	1,000個
中 島 敏 行	900個
多 田 春 彦	900個
三 鍋 伊佐雄	800個
稲 田 昭 夫	700個
熊 切 直 美	600個
以上7名	合計5,900個

当社監査役

氏 名	新株予約権の数
中 板 秀 之	600個
以上1名	合計600個

- 割当てを受けた特定使用人等の氏名及び割当てを受けた新株予約権の数
 当社執行役員、当社従業員、子会社取締役、子会社監査役、子会社従業員
 (上位10名)

氏 名	新株予約権の数	備 考
平 井 伸 一	600個	当社執行役員
茶 谷 剛	500個	当社執行役員
川 口 宏	500個	当社執行役員
横 山 裕 一	500個	当社執行役員
岩 切 増 光	500個	当社従業員
海老原 孝 一	500個	当社従業員
神 久 治	400個	当社執行役員
井 川 孝	400個	当社執行役員
浅 野 秀 樹	400個	当社執行役員
門 内 仁 志	400個	当社執行役員

- 特定使用人等に対して発行した新株予約権の状況
 当社執行役員、当社従業員、子会社取締役、子会社監査役、子会社従業員
 に対して付与した新株予約権の区分別内訳合計

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	付与した者の総数
当社執行役員	5,300個	普通株式 530,000株	12名
当社従業員	42,200個	普通株式 4,220,000株	285名
子会社取締役	150個	普通株式 15,000株	3名
子会社従業員	350個	普通株式 35,000株	5名

3. 決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実

該当事項はありません。

(備考) 本営業報告書中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成18年3月31日)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	298,487	流動負債	177,704
現金預金	152,600	工事未払金等	29,280
受取手形及び完成工事未収入金等	23,789	未払法人税等	20,950
有価証券	20,476	未成工事受入金	59,071
未成工事支出金	24,820	賞与引当金	11,764
その他たな卸資産	4,916	完成工事補償引当金	374
繰延税金資産	9,215	空家保証引当金	2,210
営業貸付金	52,946	その他	54,053
その他	10,327	固定負債	20,477
貸倒引当金	△607	退職給付引当金	5,684
固定資産	141,918	役員退職慰労引当金	2,107
有形固定資産	85,903	その他	12,685
建物・構築物	41,813	負債合計	198,182
工具器具・備品	1,644	少数株主持分	
土地	42,211	少数株主持分	148
その他	234	資本の部	
無形固定資産	1,121	資本金	29,060
その他	1,121	資本剰余金	34,540
投資その他の資産	54,893	利益剰余金	198,982
投資有価証券	24,966	土地再評価差額金	△7,173
劣後債	5,582	株式等評価差額金	6,668
繰延税金資産	2,329	為替換算調整勘定	△863
再評価に係る繰延税金資産	4,923	自己株式	△19,140
保険料積立金	449	資本合計	242,075
その他	18,287	負債、少数株主持分及び資本合計	440,406
貸倒引当金	△1,646		
資産合計	440,406		

連結損益計算書

(自 平成17年4月1日)
(至 平成18年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常損益の部		
営業損益の部		
売上高		
完成工事高	419,868	
不動産事業売上高	89,874	
その他営業収益	28,949	538,692
売上原価		
完成工事原価	289,764	
不動産事業売上原価	66,552	
その他営業費用	9,418	365,735
売上総利益		
完成工事総利益	130,103	
不動産事業総利益	23,322	
その他営業総利益	19,531	172,957
販売費及び一般管理費		109,190
営業利益		63,767
営業外損益の部		
営業外収益		
受取利息	586	
受取配当金	96	
紹介料収入	123	
有価証券償還益	598	
その他営業外収益	792	2,197
営業外費用		
その他営業外費用	564	564
経常利益		65,400
特別損益の部		
特別利益		
空家保証引当金戻入益	671	
事業閉鎖損失引当金戻入益	567	
その他特別利益	0	1,239
特別損失		
減損損失	2,061	
その他特別損失	235	2,297
税金等調整前当期純利益		64,342
法人税、住民税及び事業税	29,325	
法人税等調整額	△1,841	27,484
当期純利益		36,858

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子法人等の数 16社

主要な連結子法人等は、大東共済会株式会社、ハウスコム株式会社、大東住託株式会社、大東建物管理株式会社、上海大東建托有限公司であります。

なお、株式会社ガスパル東北、株式会社ガスパル関東、株式会社ガスパル中部、株式会社ガスパル近畿、株式会社ガスパル中国については平成17年7月1日付で株式会社ガスパル（議決権所有比率100%）と合併しております。

また、平成17年5月6日付で大東コーポレートサービス株式会社、平成17年9月26日付でD. T. C. REINSURANCE LIMITEDを議決権比率100%で新規設立したことにより、連結子法人等を含めております。

株式会社トップアンドホームックスについては、平成18年3月23日付で清算したため、連結の範囲から除外しております。

② 主要な非連結子法人等

非連結子法人等名は次のとおりであります。

TRANS-PAC HOUSING, INC.

上記の非連結子法人等1社は休眠会社であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等がいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法非適用の主要な非連結子法人等名及び関連会社名は次のとおりであります。

持分法非適用の主要な非連結子法人等名

TRANS-PAC HOUSING, INC.

持分法非適用の主要な関連会社名

品川エネルギーサービス株式会社

② 上記の持分法非適用の非連結子法人等1社及び関連会社1社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(3) 連結子法人等の事業年度等に関する事項

国内連結子法人等のうち、大東コーポレートサービス株式会社の決算日は2月末日であり、在外連結子法人等の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当っては、同決算日の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2) デリバティブの評価基準

時価法

3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金

個別法に基づく原価法

その他たな卸資産

主として移動平均法に基づく原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

当社及び国内連結子法人等は主として定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法。また、在外連結子法人等については主として定額法。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10～50年
構築物	10～60年
工具器具・備品	2～20年

無形固定資産 定額法

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

当社及び国内連結子法人等は債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。また特別目的会社が発行した劣後債については、貸付金の貸倒れ等により特別目的会社の財務内容が悪化した場合のリスクに備えるため、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

当社及び国内連結子法人等は従業員の賞与の支給に充当するため、支給見込額を計上しております。

完成工事補償引当金

当社及び一部の国内連結子法人等は完成工事に係る瑕疵担保の費用等に備えるため、当連結会計年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。

空家保証引当金	<p>当社は完成後未客付の物件及び家賃保証付の客付物件に対し、保証契約に基づいて支払う空家保証費等の支払いに備えるため、当連結会計年度末までの完成物件に対応する翌連結会計年度以降の支払見積額を計上しております。</p> <p>〔追加情報〕</p> <p>従来、空家保証費等のうち、未客付物件に対する当連結会計年度末以降の客付促進に伴う費用支払見積額を引当計上していましたが、当連結会計年度よりその計上を取り止めております。これは、客付促進の方策として、適正な募集家賃査定一段の強化や営業人員の増員・インターネット等による自社客付強化に政策転換したことにより、当連結会計年度末以降の支払見積額の合理的な算出が困難な状況になったことによるものであります。</p> <p>未客付物件に対する当連結会計年度末以降の客付促進に伴う費用支払見積額の引当計上の取り止めに伴う引当金の取崩額（671百万円）については、連結損益計算書において、「空家保証引当金戻入益」として特別利益に計上しております。</p>
退職給付引当金	<p>当社及び国内連結子法人等は従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間の年数（5～8年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生した連結会計年度から損益処理しております。ただし、一部の連結子法人等については定額法により按分した額をそれぞれ発生した翌連結会計年度から損益処理しております。</p>
役員退職慰労引当金	<p>当社及び一部の国内連結子法人等は役員退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。</p>
④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準	<p>外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>なお、在外連結子法人等の資産、負債、収益及び費用は、各連結子法人等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は資本の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。</p>
⑤ 重要なリース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>

- ⑥ 重要なヘッジ会計の方法
- 1) ヘッジ会計の方法
 - 2) ヘッジ手段とヘッジ対象

原則として繰延ヘッジ処理によっております。
ヘッジ手段
デリバティブ取引（通貨オプション及び通貨スワップ並びに為替予約取引）
ヘッジ対象
資材輸入による外貨建買入債務及び外貨建予定取引
 - 3) ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規定及び取引限度額等を定めた内部規定に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。
 - 4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。
- ⑦ その他の連結計算書類作成のための重要な事項
- 1) 完成工事高の収益計上基準

完成工事高の収益計上は、工事完成基準によっております。
 - 2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
なお、控除対象外消費税等は、発生連結会計年度の期間費用としております。
 - 3) 親会社と連結子法人等で会計処理基準が異なるもの

在外連結子法人等が採用している会計処理基準は中華人民共和国等所在国で一般に公正妥当と認められている基準に準拠しております。
なお、これらの会計処理基準は概ね親会社の基準と一致しており重要な差異はありません。
- (5) 連結子法人等の資産及び負債の評価に関する事項
連結子法人等の資産及び負債の評価は全面時価評価法によっております。
- (6) 記載金額は百万円未満を切捨て表示しております。

2. 重要な会計方針の変更
固定資産の減損にかかる
会計基準

当連結会計年度より、当社及び国内連結子法人等においては固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。これにより減損損失582百万円を特別損失に計上したため、税金等調整前当期純利益は同額減少しております。
なお、減損損失累計額については、各資産の金額から直接控除しております。

3. 連結貸借対照表関係注記

- (1) 非連結子法人等及び関連会社に対する投資有価証券（株式）の金額 239百万円
 (2) 有形固定資産減価償却累計額 13,491百万円
 (3) 担保に供されている資産
 投資有価証券
 (宅地建物取引業法に基づく営業保証金) 916百万円
 (輸入資材の関税・消費税の納期限延長) 297百万円

(4) 事業用土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金資産」として資産の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。

① 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第5号に定める鑑定評価に基づいて算出しております。

② 再評価を行った年月日 平成14年3月31日

(5) 保証債務

顧客（施主）の金融機関からの借入に対し、連帯保証を行っております。

花巻信用金庫 92百万円

(6) 当座貸越契約

当社におきましては、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行6行と当座貸越契約を締結しております。

これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりです。

当座貸越限度額の総額	16,734百万円
借入実行残高	一百万円
差引額	16,734百万円

(7) 劣後債

当社は賃貸用共同住宅の建築を注文される顧客のために、金融機関等と連携して、金融機関等が設立した特別目的会社（SPC）を利用する証券化を前提としたアパートローンを斡旋しております。

顧客が当該アパートローンを利用する場合には、当社は当該金融機関等との協定により、当該SPCの発行する劣後債を購入することとなっており、当該劣後債の購入状況等は以下のとおりであります。

劣後債	5,582百万円
貸倒引当金	△1,420百万円
劣後債の保有割合	5.10%
償還期限	2034年11月～2037年7月
SPCの貸付債権残高	109,730百万円
SPCの社債残高	110,229百万円

SPC各社はそれぞれ社債を発行しており、当連結会計年度の社債残高は、SPC（6社）の決算書における社債残高の合計額（110,229百万円）であります。

劣後債の保有割合は、当初社債発行総額に対する当社の劣後債残高の割合であります。

4. 連結損益計算書関係注記

(1) 研究開発費の総額

一般管理費に含まれる研究開発費 606百万円

(2) 減損損失

当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類	金 額
岡山県 岡山市	賃貸土地	土地	23百万円
三重県 鳥羽市	遊休資産	土地	6百万円
(株)ガスパル各営業所	リース資産	車両運搬具等	419百万円
DAITO ASIA DEVELOPMENT (MALAYSIA) SDN. BHD.	ホテル事業資産	建物	1,478百万円
大東住託(株)	無形固定資産	営業権	133百万円
			2,061百万円

当社グループは、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位に拠って資産のグルーピングを行っております。なお、本社事務所等は共用資産としております。

その結果、当連結会計年度において、地価の下落に伴い帳簿価額に対して著しく時価が下落している資産グループ及び賃料水準の低下や市況の悪化等により収益性が著しく低下した資産グループについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失2,061百万円として特別損失に計上いたしました。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は不動産鑑定士による鑑定評価額等を使用しております。

(3) 1株当たり当期純利益

299円29銭

5. 税効果関係

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
有価証券評価損否認額	826百万円
貸倒引当金繰入超過額	916百万円
ソフトウェア償却超過額	1,680百万円
資産の未実現利益	323百万円
未払費用否認額	852百万円
未払事業税否認額	1,591百万円
賞与引当金繰入否認額	4,788百万円
空家保証引当金繰入否認額	899百万円
退職給付引当金繰入否認額	2,441百万円
役員退職慰労引当金繰入否認額	857百万円
繰越欠損金	1,696百万円
その他	1,747百万円
繰延税金資産小計	<u>18,621百万円</u>
評価性引当額	<u>△2,423百万円</u>
繰延税金資産合計	<u>16,197百万円</u>
繰延税金負債	
株式等評価差額金	△4,576百万円
その他	△76百万円
繰延税金負債合計	<u>△4,652百万円</u>
繰延税金資産の純額	<u>11,545百万円</u>

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の主な原因となった項目別内訳

法定実効税率	40.7%
(調整)	
永久に損金に算入されない金額	0.6%
住民税均等割額	0.5%
その他	0.9%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>42.7%</u>

6. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社及び国内連結子法人等は従業員について、確定給付型の制度として、確定給付型企業年金制度（規約型）及び退職一時金制度を設けております。

(2) 退職給付債務に関する事項（平成18年3月31日現在）

① 退職給付債務	△15,709百万円
② 年金資産	8,275百万円
③ 未積立退職給付債務（①+②）	△7,433百万円
④ 未認識数理計算上の差異	483百万円
⑤ 未認識過去勤務債務	1,265百万円
⑥ 連結貸借対照表計上額純額（③+④+⑤）	△5,684百万円
⑦ 前払年金費用（注1）	一百万円
⑧ 退職給付引当金（⑥-⑦）（注1）	△5,684百万円

(注) 1. 「退職給付引当金」及び「前払年金費用」は、連結貸借対照表の表示上両者をネットしております。

なお、ネットした額は、2,909百万円であります。

2. 一部の連結子法人等は、退職給付債務の算定に当たり、簡便法を採用しております。

(3) 退職給付費用に関する事項（自平成17年4月1日 至平成18年3月31日）

① 勤務費用（注）	1,905百万円
② 利息費用	197百万円
③ 期待運用収益	△119百万円
④ 数理計算上の差異の費用処理額	132百万円
⑤ 過去勤務債務の費用処理額	180百万円
⑥ 退職給付費用（①+②+③+④+⑤）	2,296百万円

(注) 簡便法を採用している連結子法人等の退職給付費用は、勤務費用に計上しております。

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

① 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
② 割引率	1.4%
③ 期待運用収益率	1.5%
④ 過去勤務債務の額の処理年数	その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により費用処理しております。
⑤ 数理計算上の差異の処理年数	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間の年数（5～8年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生した連結会計年度から損益処理しております。ただし、一部の連結子法人等については定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から損益処理しております。

連結計算書類の会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

平成18年4月28日

大東建託株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 公認会計士 松野 雄一郎 ㊦
業務執行社員

指定社員 公認会計士 飯野 健一 ㊦
業務執行社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、大東建託株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第32期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従い大東建託株式会社及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。

重要な会計方針の変更に記載されているとおり、会社及びその国内連結子法人等は当営業年度から固定資産の減損に係る会計基準を適用することとしたが、この適用は会計基準の変更に伴う会計方針の変更であり、相当と認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類の監査役会の監査報告書（謄本）

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第32期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人から報告及び説明を受け、また、必要に応じて子会社に対し会計に関する報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 子会社調査の結果、連結計算書類に関し指摘すべき事項は認められません。

平成18年4月28日

大東建託株式会社 監査役会

常勤監査役 中 板 秀 之 ㊟

監 査 役 蜂 谷 英 夫 ㊟

監 査 役 山 田 咲 道 ㊟

監 査 役 村 田 浩 治 ㊟

(注) 当社監査役全員は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項」に定める社外監査役であります。

貸借対照表

(平成18年3月31日)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	276,841	流動負債	171,866
現金預金	133,644	工事未払金等	29,256
受取手形	0	未払金	16,175
完成工事未収入金	21,540	未払法人税等	19,060
有価証券	20,476	未払消費税等	4,508
販売用不動産	83	未成工事受入金	57,082
未成工事支出金	23,418	前受金	6,794
原材料	4,440	預り金	25,555
立替保証金	53	賞与引当金	10,380
前払費用	3,790	完成工事補償引当金	369
繰延税金資産	8,565	空家保証引当金	2,210
短期貸付金	55,071	その他の	473
未収入金	2,440	固定負債	18,355
立替金の他	3,781	退職給付引当金	5,254
貸倒引当金	816	役員退職慰労引当金	2,103
固定資産	△1,283	長期預り保証金	10,998
有形固定資産	146,122	負債合計	190,221
建物	67,625	資本の部	
構築物	26,079	資本金	29,060
車両運搬具	858	資本剰余金	34,540
工具器具備品	8	資本準備金	34,540
土地	514	利益剰余金	188,785
無形固定資産	40,165	利益準備金	7,265
借地の他	354	任意積立金	151,635
投資その他の資産	78,132	中間配当積立金	335
投資有価証券	24,410	別途積立金	151,300
劣後債	5,582	当期末処分利益	29,884
子会社株式	28,964	土地再評価差額金	△7,173
繰延税金資産	2,627	株式等評価差額金	6,668
再評価に係る繰延税金資産	4,923	自己株式	△19,140
差入保証金	10,552	資本合計	232,742
保険料積立金	449	負債及び資本合計	422,963
その他の他	2,266		
貸倒引当金	△1,645		
資産合計	422,963		

損 益 計 算 書

(自 平成17年 4月 1日)
(至 平成18年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 損 益 の 部		
営 業 損 益 の 部		
売 上 高	415,836	
不 動 産 事 業 等 売 上 高	84,005	499,842
売 上 原 価	288,558	
不 動 産 事 業 等 売 上 原 価	68,036	356,595
売 上 総 利 益	127,278	
不 動 産 事 業 等 総 利 益	15,968	143,247
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		84,308
営 業 利 益		58,938
営 業 外 損 益 の 部		
営 業 外 収 益	650	
受 取 利 息 配 当 金	598	
有 価 証 券 償 還 益	123	
紹 介 料 収 入 益	1,195	2,567
そ の 他 営 業 外 収 益		
営 業 外 費 用	385	385
そ の 他 営 業 外 費 用		
経 常 利 益		61,119
特 別 損 益 の 部		
特 別 利 益		
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	539	
空 家 保 証 引 当 金 戻 入 益	671	
そ の 他 特 別 利 益	246	1,457
特 別 損 失		
子 会 社 株 式 評 価 損 失	1,932	
減 損 損 失	30	
そ の 他 特 別 損 失	81	2,043
税 引 前 当 期 純 利 益		60,533
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	26,273	
法 人 税 等 調 整 額	△1,337	24,936
当 期 純 利 益		35,597
前 期 繰 越 利 益		10,186
自 己 株 式 消 却 額		14,695
中 間 配 当 積 立 金 取 崩 額		4,708
中 間 配 当 額		4,708
自 己 株 式 処 分 差 損		948
土 地 再 評 価 差 額 金 取 崩 額		△255
当 期 未 処 分 利 益		29,884

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券
- ② 子会社株式及び関連会社株式
- ③ その他有価証券

償却原価法（定額法）
移動平均法による原価法
時価のあるもの
期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）
時価のないもの
移動平均法による原価法
時価法

(2) デリバティブの評価基準

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 販売用不動産
- ② 未成工事支出金
- ③ 原材料

個別法に基づく原価法
個別法に基づく原価法
移動平均法に基づく原価法

(4) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産

定率法
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10～50年
構築物	10～60年
車両運搬具	6年
工具器具備品	2～20年

- ② 無形固定資産

定額法

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。また特別目的会社が発行した劣後債については、貸付金の貸倒れ等により特別目的会社の財務内容が悪化した場合のリスクに備えるため、回収不能見込額を計上しております。

- ② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充当するため、支給見込額を計上しております。

- ③ 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保の費用等に備えるため、当期の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。

- ④ 空家保証引当金 完成後未客付の物件及び家賃保証付の客付物件に対し、保証契約に基づいて支払う空家保証費等の支払いに備えるため、当期末までの完成物件に対応する翌期以降の支払見積額を計上しております。
 なお、当該引当金は、商法施行規則第43条の引当金に該当いたします。
 [追加情報]
 従来、空家保証費等のうち、未客付物件に対する当期末以降の客付促進に伴う費用支払見積額を引当計上してはりましたが、当期よりその計上を取り止めております。
 これは、客付促進の方策として、適正な募集家賃査定の一環の強化や営業人員の増員・インターネット等による自社客付強化に政策転換したことにより、当期末以降の支払見積額の合理的な算出が困難な状況になったことによるものであります。
 未客付物件に対する当期末以降の客付促進に伴う費用支払見積額の引当計上の取り止めに伴う引当金の取崩額（671百万円）については、損益計算書において、「空家保証引当金戻入益」として特別利益に計上しております。
- ⑤ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により費用処理しております。
 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間の年数（8年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生した事業年度から損益処理しております。
- ⑥ 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
 なお、当該引当金は、商法施行規則第43条の引当金に該当いたします。
- (7) 完成工事高の収益計上基準 完成工事高の収益計上は、工事完成基準によっております。
- (8) リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

- (9) ヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法 原則として繰延ヘッジ処理によっております。
 - ② ヘッジ手段とヘッジ対象
 - ヘッジ手段
デリバティブ取引（通貨オプション及び通貨スワップ並びに為替予約取引）
 - ヘッジ対象
資材輸入による外貨建買入債務及び外貨建予定取引
 - ③ ヘッジ方針
デリバティブ取引に関する権限規定及び取引限度額等を定めた内部規定に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。
 - ④ ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。
- (10) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税等は、発生事業年度の期間費用としております。
- (11) 記載金額は百万円未満を切捨て表示しております。
2. 重要な会計方針の変更
- 固定資産の減損にかかる会計基準
当期より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。これにより減損損失30百万円を特別損失に計上したため、税引前当期純利益は同額減少しております。なお、減損損失累計額については、各資産の金額から直接控除しております。

3. 貸借対照表関係注記

(1) 子会社に対する債権債務

① 短期金銭債権	56,494百万円
② 長期金銭債権	6百万円
③ 短期金銭債務	6,193百万円

(2) 有形固定資産減価償却累計額

8,373百万円

(3) リース資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、車両運搬具、電子計算機及びその他周辺機器、その他の事務機器の一部については、リース契約により使用しております。

(4) 担保に供されている資産

投資有価証券（宅地建物取引業法に基づく営業保証金）	488百万円
投資有価証券（輸入資材の関税・消費税の納期限延長）	297百万円

(5) 保証債務残高

① 施主の当社に対する工事代金支払のための融資実行を円滑にするため、当社はそのそれぞれの会社に対し、次の保証を行っております。

金融機関 借入金を完済するまでの期間（連帯保証） 92百万円

大東ファイナンス株式会社 建築請負契約締結から施工物件の上棟及び完成までの期間（子会社） 52,764百万円

② 定期借地権付住宅購入者の大東ファイナンス株式会社からの借入金について、当社は大東ファイナンス株式会社に対し保証を行っております。 942百万円

③ 当社の各子会社の大東ファイナンス株式会社からの借入金について、当社は大東ファイナンス株式会社に対し保証を行っております。

ハウスコム株式会社	840百万円
株式会社ガスバル	799百万円
株式会社ジューシー情報センター	600百万円
ケアパートナー株式会社	580百万円

(6) 当座貸越契約

当社におきましては、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行6行と当座貸越契約を締結しております。

これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりです。

当座貸越限度額の総額	16,734百万円
借入実行残高	1百万円
差引額	16,734百万円

(7) 事業用土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金資産」として資産の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。

① 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第5号に定める鑑定評価に基づいて算出しております。

② 再評価を行った年月日

平成14年3月31日

- (8) 新株予約権等
旧商法第210条ノ2第2項の規定に基づく自己株式を買付ける方法による新株予約権等の状況

(平成13年6月28日定時株主総会決議)

1) 自己株式の残高	3,000株
2) 株式の種類	普通株式
3) 譲渡の価額	2,048円

- (9) 劣後債

当社は賃貸用共同住宅の建築を注文される顧客のために、金融機関等と連携して、金融機関等が設立した特別目的会社（SPC）を利用する証券化を前提としたアパートローンを斡旋しております。

顧客が当該アパートローンを利用する場合には、当社は当該金融機関等との協定により、当該SPCの発行する劣後債を購入することとなり、当該劣後債の購入状況等は以下のとおりであります。

劣後債	5,582百万円
貸倒引当金	△1,420百万円
劣後債の保有割合	5.10%
償還期限	2034年11月～2037年7月
SPCの貸付債権残高	109,730百万円
SPCの社債残高	110,229百万円

SPC各社はそれぞれ社債を発行しており、当期の社債残高は、SPC（6社）の決算書における社債残高の合計額（110,229百万円）であります。

劣後債の保有割合は、当初社債発行総額に対する当社の劣後債残高の割合であります。

4. 損益計算書関係注記

- (1) 子会社との間の取引高

① 営業取引高

完成工事高	140百万円
不動産事業等売上高	1,135百万円
仕入高等	27,628百万円
その他営業費用	1,884百万円

② 営業取引以外の取引高

受取利息	292百万円
その他営業外収益	272百万円
その他営業外費用	11百万円

- (2) 研究開発費の総額

一般管理費に含まれる研究開発費	606百万円
-----------------	--------

(3) 減損損失

当期において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類	金 額
岡山県 岡山市	賃貸土地	土地	23百万円
三重県 鳥羽市	遊休資産	土地	6百万円
			<u>30百万円</u>

当社は、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位に拠って資産のグルーピングを行っております。

なお、本社事務所等は共用資産としております。

その結果、当期において、地価の下落に伴い帳簿価額に対して著しく時価が下落している資産グループ及び賃料水準の低下や市況の悪化等により収益性が著しく低下した資産グループについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失30百万円として特別損失に計上しております。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は不動産鑑定士による鑑定評価額を使用しております。

(4) 1株当たり当期純利益 288円90銭

5. 税効果関係

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

有価証券評価損否認額	826百万円
子会社株式評価損否認額	945百万円
貸倒引当金繰入超過額	1,191百万円
ソフトウェア償却超過額	1,669百万円
未払費用否認額	874百万円
未払事業税否認額	1,428百万円
賞与引当金繰入否認額	4,224百万円
空家保証引当金繰入否認額	899百万円
退職給付引当金繰入否認額	2,267百万円
役員退職慰労引当金繰入否認額	855百万円
その他	662百万円
繰延税金資産合計	<u>15,845百万円</u>

繰延税金負債

株式等評価差額金	△4,576百万円
その他	△75百万円
繰延税金負債合計	<u>△4,652百万円</u>
繰延税金資産の純額	<u>11,193百万円</u>

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別内訳

法定実効税率	40.7%
(調整)	
永久に損金に算入されない金額	0.6%
住民税均等割額	0.5%
その他	△0.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>41.2%</u>

6. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は従業員について、確定給付型の制度として、確定給付型企业年金制度（規約型）及び退職一時金制度を設けております。

(2) 退職給付債務に関する事項（平成18年3月31日現在）

① 退職給付債務	△15,235百万円
② 年金資産	8,275百万円
③ 未積立退職給付債務（①+②）	△6,959百万円
④ 未認識数理計算上の差異	440百万円
⑤ 未認識過去勤務債務	1,265百万円
⑥ 貸借対照表計上額純額（③+④+⑤）	△5,254百万円
⑦ 前払年金費用（注）	－百万円
⑧ 退職給付引当金（⑥－⑦）（注）	△5,254百万円

（注）「退職給付引当金」及び「前払年金費用」は、貸借対照表の表示上両者をネットしております。

なお、ネットした額は、2,909百万円であります。

(3) 退職給付費用に関する事項（自平成17年4月1日 至平成18年3月31日）

① 勤務費用	1,659百万円
② 利息費用	193百万円
③ 期待運用収益	△119百万円
④ 数理計算上の差異の費用処理額	123百万円
⑤ 過去勤務債務の費用処理額	180百万円
⑥ 退職給付費用（①+②+③+④+⑤）	2,038百万円

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

① 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
② 割引率	1.4%
③ 期待運用収益率	1.5%
④ 過去勤務債務の額の処理年数	その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により費用処理しております。
⑤ 数理計算上の差異の処理年数	各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間の年数（8年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生した事業年度から損益処理しております。

利 益 処 分 案

(単位：円)

摘 要	金 額
当 期 未 処 分 利 益	29,884,476,574
任 意 積 立 金 取 崩 額	
中 間 配 当 積 立 金 取 崩 額	335,690,017
計	30,220,166,591
これを下記のとおり処分いたします。	
利 益 処 分 額	
配 当 金	5,757,792,192
(1 株 につ き 48 円 00 銭)	
役 員 賞 与	529,883,000
(う ち 監 査 役 分)	(24,130,000)
任 意 積 立 金	
中 間 配 当 積 立 金	5,952,000,000
別 途 積 立 金	6,000,000,000
次 期 繰 越 利 益	11,980,491,399

(注) 平成17年12月2日に4,708,309,983円(1株につき39円00銭)の中間配当を実施いたしました。

独立監査人の監査報告書

平成18年4月28日

大東建託株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 公認会計士 松野 雄一郎 ㊦
業務執行社員

指定社員 公認会計士 飯野 健一 ㊦
業務執行社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、大東建託株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第32期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
重要な会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当営業年度から固定資産の減損に係る会計基準を適用することとしたが、この適用は会計基準の変更に伴う会計方針の変更であり、相当と認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書（謄本）

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第32期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社に対し営業の報告を求めました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査方法のほか、必要に応じて取締役等に対し報告を求め、詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人である監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社の財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務執行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても、取締役の義務違反は認められません。

平成18年4月28日

大東建託株式会社 監査役会

常勤監査役	中 板 秀 之	㊟
監 査 役	蜂 谷 英 夫	㊟
監 査 役	山 田 咲 道	㊟
監 査 役	村 田 浩 治	㊟

(注) 当社監査役全員は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項」に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 第32期利益処分案承認の件

利益処分案は前記添付書類（41頁）に記載のとおりであります。

当社では、株主の皆様に対する利益還元を最重要課題として認識し、実践しております。配当金につきましては、経営基盤の強化による安定配当を基本としながら、基準配当20円に業績に応じた利益還元分を加え、配当性向30%を目標として設定しております。この基準に鑑み、当期末の配当金につきましては、1株につき48円とさせていただきます。

なお、昨年12月にお支払いさせていただきました中間配当金1株につき39円と合わせ、年間にお支払いする配当金は1株につき87円となります。

なお、役員賞与金につきましては、当期の業績を勘案し、取締役8名に対し505,753,000円、監査役1名に対し24,130,000円とさせていただきます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 「会社法」（平成17年法律第86号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり変更を行うものであります。
 - ①定款に一定の定めがあるものとみなされた事項について、規定の新設・変更を行うほか、定款全般について、会社法に対応した用語並びに引用条文の変更など所要の変更を行うものであります。
 - ②株主が有する単元未満株式の権利を明確にするため、新たに変更案第10条に（単元未満株式についての権利）の規定を設けるものであります。
 - ③当社における株主総会の招集地を明確にするため、変更案第14条（招集）に招集地の規定を追加するものであります。
 - ④株主総会参考書類等の一部をインターネットで開示することにより、書面による提供の省略を可能とするため、新たに変更案第17条に（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定を設けるものであります。
 - ⑤議決権の代理行使を行うことができる代理人の員数を明確にするため、変更案第19条（議決権の代理行使）に代理人の員数を規定するものであります。
 - ⑥書面又は電磁的記録による取締役会の機動的な意思決定を可能とするため、会社法第370条の規定に基づき、新たに変更案第26条に（取締役会の決議の省略）の規定を設けるものであります。
 - ⑦社外監査役として有用な人材の招聘を容易とするよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、変更案第36条（監査役の実任免除）に社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を追加するものであります。
- (2) 当社グループにおいて介護保険法に定められた幅広い事業に対応するため、変更案第2条（目的）の変更を行うものであります。
- (3) 旧商法第212条の規定に基づき、平成18年3月31日をもって自己株式2,714,300株を消却いたしました。これに伴い、変更案第6条に定める発行可能株式総数を同数減少するものであります。
- (4) その他条数の繰り下げ及び条文の整備を行うものであります。

2. 変更の内容
 変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(目的) 第 2 条 (省略) 1～17 (省略) 18. <u>介護保険法に基づく居宅介護支援事業及び訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、短期入所生活介護、痴呆対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護、福祉用具貸与等の居宅サービス事業</u> 19～30 (省略) (新設)</p> <p>(公告の方法) 第 4 条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数) 第 5 条 当社の発行する株式の総数は、<u>332,255,400株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u> (新設)</p> <p>(自己株式の取得) 第 6 条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(目的) 第 2 条 (現行どおり) 1～17 (現行どおり) 18. <u>介護保険法に定める事業</u> 19～30 (現行どおり)</p> <p>(機関) 第 4 条 <u>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u> <u>1. 取締役会</u> <u>2. 監査役</u> <u>3. 監査役会</u> <u>4. 会計監査人</u></p> <p>(公告方法) 第 5 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>329,541,100株とする。</u></p> <p>(株券の発行) 第 7 条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得) 第 8 条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(1単元の株式の数)</p> <p>第7条 当会社の株式の1単元の株式の数は、100株とする。 (新設)</p> <p>(1単元の株式の数に満たない株式に係る株券)</p> <p>第8条 当会社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下、単元未満株式という)に係る株券を発行しない。 (新設)</p> <p>(単元未満株式の買増)</p> <p>第9条 当会社の単元未満株式を有する株主及び実質株主は、株式取扱規程の定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を当会社に対し売渡すこと(以下、買増という)を請求することができる。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当会社の発行する株券の種類並びに株式の名義書換、株券喪失登録、単元未満株式の買取及び買増、その他株式に関する取扱及びその手数料等は、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当会社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>2 当会社は、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>(削除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 次条に定める請求をする権利 <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第11条 当会社の株主は、株式取扱規程の定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当会社の株式に関する取扱い及びその手数料等は、法令又は定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第11条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2 当社の名義書換代理人、その事務取扱場所、事務取扱所及び取次所は、取締役会において選定する。</p> <p>3 当社の株主名簿、実質株主名簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備置き、株式の名義書換、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、株券喪失登録、単元未満株式の買取及び買増その他株式に関する一切の事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社は取扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第13条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 当社の株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>
<p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び実質株主名簿に記載又は記録された実質株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2 第35条の中間配当金を支払う場合その他必要がある場合は、取締役会の決議により、予め公告のうえ、臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第3章 株主総会</p>	<p>第3章 株主総会</p>
<p>(招集の時期)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎年4月1日から3か月以内に、臨時株主総会は、必要に応じて随時、取締役会の決議に基づいて招集する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(招集)</p> <p>第14条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に、臨時株主総会は、必要に応じて随時、取締役会の決議に基づいて招集する。</p> <p>2 当社の株主総会は、東京都区内で開催する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第15条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p>
<p>第14条 (省略)</p>	<p>第16条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 当会社の株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主及び実質株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主及び実質株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 当会社の株主及び実質株主は、議決権を有する当会社の他の株主及び実質株主を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2 (省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第17条 (省略)</p> <p>(選任)</p> <p>第18条 当会社の取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主及び実質株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 (省略)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第18条 当会社の株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第19条 当会社の株主は、議決権を有する当会社の他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>(選任)</p> <p>第21条 当会社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期) 第19条 当社の取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>(任期) 第22条 当社の取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会</u>の終結の時までとする。</p>
<p>2 補欠又は増員により就任した取締役の任期は、<u>他の現任者の残任期間と同一とする。</u></p>	<p>2 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(代表及び役付取締役)</p>	<p>(代表及び役付取締役)</p>
<p>第20条 当社の代表取締役は、<u>取締役会の決議により選任する。</u></p>	<p>第23条 当社の取締役会は、<u>その決議によって、代表取締役を選定する。</u></p>
<p>2 当社は、<u>取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を置くことができる。</u></p>	<p>2 当社の取締役会は、<u>その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>
<p>(報酬及び退職慰労金)</p>	<p>(報酬等)</p>
<p>第21条 当社の取締役の報酬及び退職慰労金は、<u>株主総会において定める。</u></p>	<p>第24条 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として<u>当会社から受ける財産上の利益</u>（以下、「報酬等」という。）は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(取締役会の招集及び議長)</p>	<p>(取締役会の招集及び議長)</p>
<p>第22条 (省略)</p>	<p>第25条 (現行どおり)</p>
<p>2 (省略)</p>	<p>2 (現行どおり)</p>
<p>3 当社の取締役会の招集通知は、<u>取締役及び監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要ある場合は、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>3 当社の取締役会の招集通知は、<u>取締役及び監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要ある場合は、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p>
<p>第23条 (省略)</p>	<p>第26条 当社は、<u>会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。</u></p>
	<p>第27条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第24条 当社は、<u>商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)</u>の責任を法令の限度額において免除することができる。</p> <p>2 当社は、<u>商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第25条 (省略)</p> <p>第26条 当社の監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主及び実質株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第27条 当社の監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>補欠により就任した監査役の任期は、前任監査役の残任期間と同一とする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第28条 当社は、<u>監査役の互選により、常勤監査役を置く。</u></p> <p>(報酬及び退職慰労金)</p> <p>第29条 当社の監査役の報酬及び退職慰労金は、<u>株主総会において定める。</u></p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第30条 当社の監査役会の招集通知は、<u>監査役に対し、会日の3日前までに発する。</u> <u>但し、緊急の必要ある場合は、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、法令の限度額において、<u>取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>第30条 当社の監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第31条 当社の監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第32条 当社の監査役会は、<u>その決議によって、常勤監査役を選定する。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第33条 当社の監査役の報酬等は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第34条 当社の監査役会の招集通知は、<u>監査役に対し、会日の3日前までに発する。</u> <u>ただし、緊急の必要ある場合は、この期間を短縮することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第31条 (省略) (監査役の責任免除) 第32条 当社は、<u>商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であった者を含む。)</u>の責任を法令の限度額において免除することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>第35条 (現行どおり) (監査役の責任免除) 第36条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、法令の限度額において、<u>取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。</u></p>
<p>第 6 章 計 算</p>	<p>第 6 章 計 算</p>
<p>(営業年度及び決算期日)</p>	<p>(事業年度)</p>
<p>第33条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎年3月31日を決算期日とする。</p>	<p>第37条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p>
<p>(利益配当金)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p>
<p>第34条 当社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び実質株主名簿に記載又は記録された実質株主又は登録質権者に支払う。</p> <p>(新設)</p>	<p>第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p><u>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p>(中間配当金)</p>	<p>(中間配当)</p>
<p>第35条 当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び実質株主名簿に記載又は記録された実質株主又は登録質権者に対し、<u>商法第293条の5の規定による金銭の分配(以下、中間配当金という)</u>をなすことができる。</p>	<p>第39条 当社は、<u>取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p>
<p>(配当金の除斥期間等)</p>	<p>(配当金の除斥期間等)</p>
<p>第36条 当社の利益配当金及び中間配当金は、<u>支払開始の日から満3年を経過しても受領されない場合は、</u>当社は、その支払いの義務を免れる。</p> <p>2 前項の未払配当金には、利息を付けない。</p>	<p>第40条 当社の配当財産が金銭である場合は、<u>支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、</u>当社は、その支払いの義務を免れる。</p> <p>2 前項の金銭には、利息を付けない。</p>

第3号議案 取締役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役多田春彦及び中島敏行の両氏は辞任により退任となりますので、経営基盤の強化を図るため、取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する 当社の株式数
浅野 秀 樹 (昭和28年 3月31日生)	昭和63年 5月 当社入社 平成 4年 6月 取締役 平成 9年 4月 常務取締役 平成11年10月 取締役 平成12年 4月 執行役員 平成17年 4月 執行役員設計統括部長 (現任)	6,135株

(注) 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役を退任されます多田春彦及び中島敏行の両氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任いただきたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
多 田 春 彦	昭和57年 5月 取締役 平成元年 4月 常務取締役 平成 6年 4月 専務取締役 平成 9年 4月 取締役副社長 (現任)
中 島 敏 行	昭和63年 3月 取締役 平成 4年 4月 常務取締役 平成 9年 4月 専務取締役 平成16年 4月 取締役副社長 平成18年 4月 取締役 (現任)

以 上

電磁的方法による議決権行使について

電磁的方法により議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ行使いただきますようお願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権行使について

(1) 議決権行使サイトについて

- ① インターネットによる議決権行使は、パソコン又は携帯電話（iモード、EZweb、Vodafone live!）から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスし、ご利用いただくことによるのみ実施可能です。
（「iモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Vodafone live!」はVodafone Group Plcの商標又は登録商標です。）
- ② パソコンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、議決権行使サイトにおけるインターネットによる議決権行使ができない場合もございますので、その旨ご了承ください。
- ③ 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Vodafone live!のいずれかのサービスをご利用可能であることが必要です。同サービスが利用可能な場合でも、セキュリティ確保のため暗号化通信(SSL通信)及び携帯電話情報送信が可能な機種にのみ対応しておりますので、携帯電話の機種によってはご利用いただけない場合がございますのでご了承ください。
- ④ インターネットによる議決権行使は株主総会前日（平成18年6月27日（火曜日）の午後5時まで受け付けいたしますが、お早めに行使いただき、ご不明な点等ございましたら、次頁記載のヘルプデスクへお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

(2) インターネットによる議決権行使方法について

- ① 上記の議決権行使サイトにおいて、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ② 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更や、専用の電子証明書の取得(又は携帯電話情報の送信)等をお願いすることになりますのでご了承ください。

③ 「議決権行使コード」は株主総会の招集の都度新しいコードをご通知いたします。

(3) 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

① 郵送とインターネットにより、議決権を重複して行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

② インターネットによる議決権行使の場合、議決権行使サイトでは複数回の議決権行使(やり直し)が可能です。この場合は最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコンと携帯電話で重複して議決権行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

(4) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(ダイヤルアップ接続料金・電話料金等)は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合はパケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関するお問合せ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)
電話 0120-173-027(受付時間 9:00~21:00、通話料無料)

2. [機関投資家向け] 議決権行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人様を含みます。)につきましては、(株)東京証券取引所等により設立された合弁会社((株)ICJ)が運営する[機関投資家向け]議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記1.のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以上

株主総会 会場ご案内図

会場 東京都港区港南二丁目16番1号
品川イーストワンタワー 21階 大会議室

最寄り駅

JR線「品川駅」から徒歩3分
京浜急行「品川駅」から徒歩4分

